

東通村と青森大学との包括連携に関する協定書

東通村（以下「甲」という。）と青森大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、高等教育、学術、文化の分野等で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲及び乙は、以下の事項について連携・協力する。

- (1) 専門的な知識・技能を有し、豊かな人間性を備えた人材の育成に関すること。
- (2) 学術研究に関すること。
- (3) 地域文化・地域産業の振興に関すること。
- (4) まちづくりに関すること。
- (5) その他甲及び乙が必要と認めること。

（守秘義務）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に双方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定は、甲及び乙の代表が署名した日から発効し、令和8年3月31日まで有効とする。ただし、甲及び乙から異議申し立てがない場合は、1年ごとに自動更新とする。

2 前項の規定にかかわらず、不測の事態等が生じた場合には、双方で協議し、この協定を取り消すことができる。

（その他）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

本協定書は2通作成し、それぞれ署名押印の上、各自が1通を保管する。

令和5年2月14日

（甲）東通村長

畑中 稔 朗



（乙）青森大学学長

金子 一 利

